

2、 10月2日 大分県竹田市

## 全国権利擁護支援ネットワーク 権利擁護支援従事者研修

### 意思決定支援と 成年後見制度利用促進の国の動向

2019年10月2日(水)

於: 竹田市総合文化ホールグランドタワー

多目的ホール キナーレ

全国権利擁護支援ネットワーク代表

国学院大学教授・弁護士

佐藤 彰一

Supported by  
  
THE NIPPON  
FOUNDATION

## 今日のお話

- 1 権利擁護支援のことは  
アドボカシーの要素  
正義とケア(幸福のマーゴ)
- 2 意思決定支援をめぐる日本の議論  
能力存在推定  
意思決定支援と代行決定
- 3 基本計画の行方  
松江の事件を考える

2

## 権利擁護(言葉の整理) 25p

・「権利擁護」は福祉の言葉です

英語では Protection and Advocacy

中国語・韓国語では、権益擁護?

法令上は?(権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令)

・いろいろ使われ方があります。

対象 : 子供、女性、LGBT、患者、ホームレス、外国人

生活困窮者、高齢者・障害者、etc

私の定義(広いです)「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人(もっと広い人はものやこと)の代弁」

権利に特化した代弁定義は、日本独特?

タイプ :

Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend),

System, Self

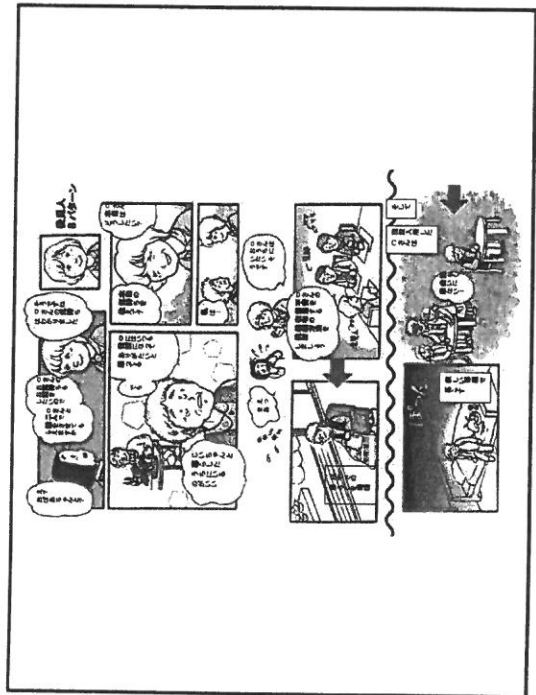
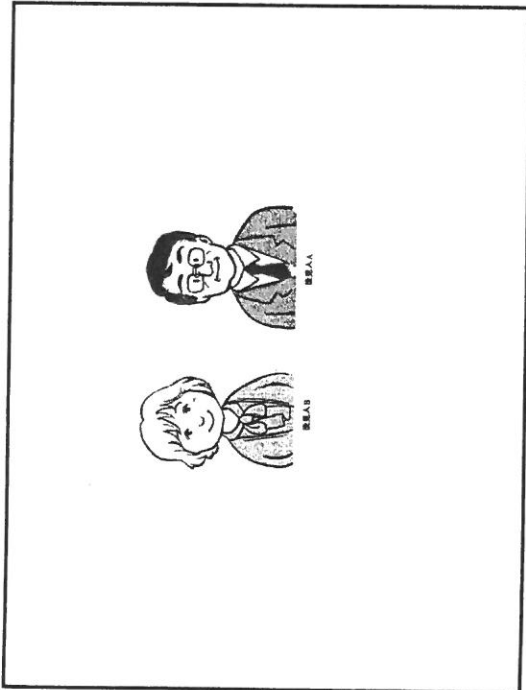
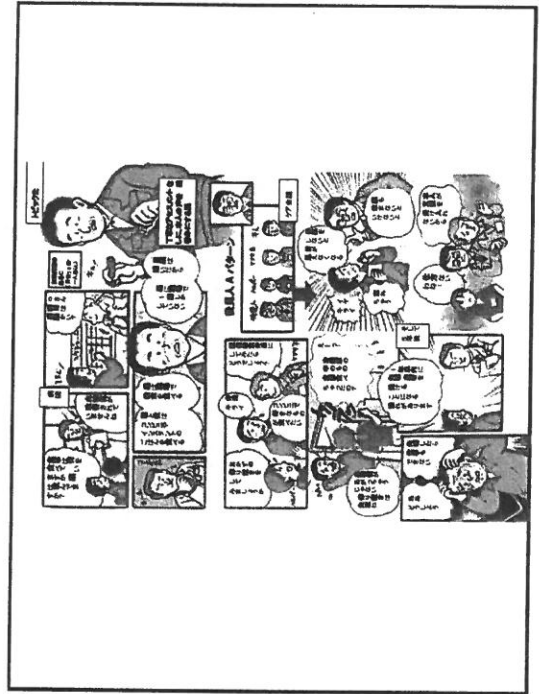
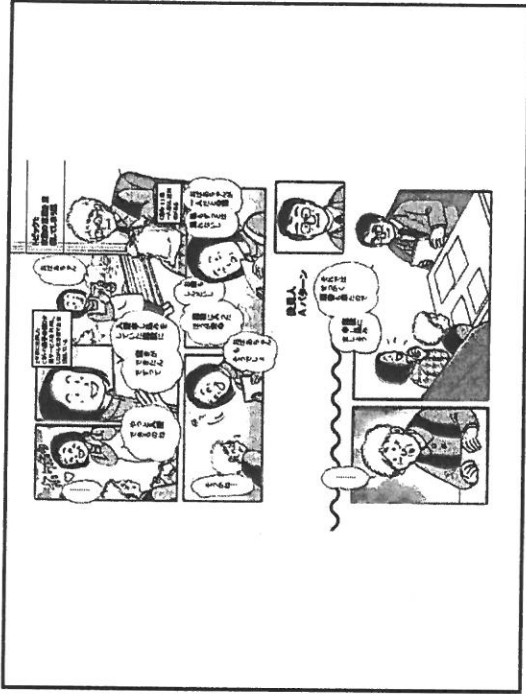
3

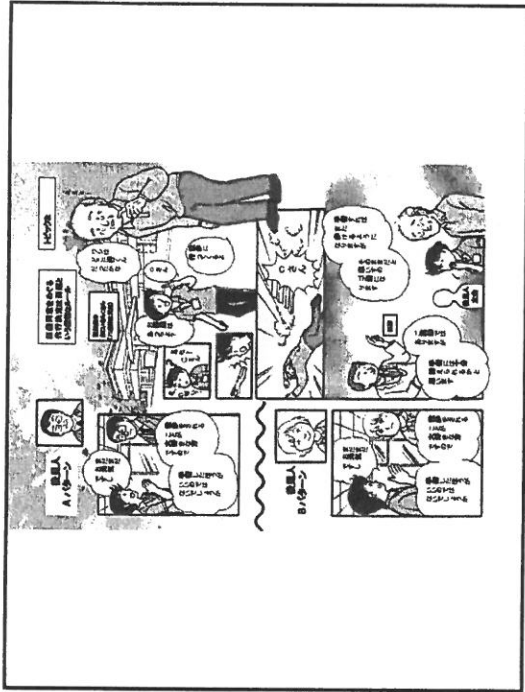
## アドボカシー(権利擁護)の要素 28p

人間としての尊厳を確保し、それぞれの良き生を支援する

- 1 自己決定の尊重
- 2 ご本人にとって最善の利益の確保
- 3 社会的承認・参加 (連帯性・エンパワメント・外向き・内向き)  
1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支援者からみると違う場合。ハタチ子リズムの介入?  
主観的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)  
Vs 観察者的最善利益(支援者がご本人の思いと位置づけるご本人の利益)  
Vs 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益)  
どれも「正しい」などは、言えない  
しかし、「なにをしているか」は言える

4



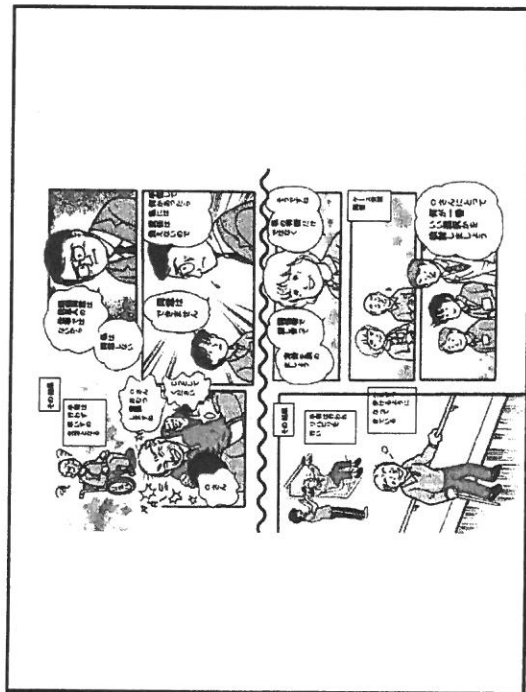
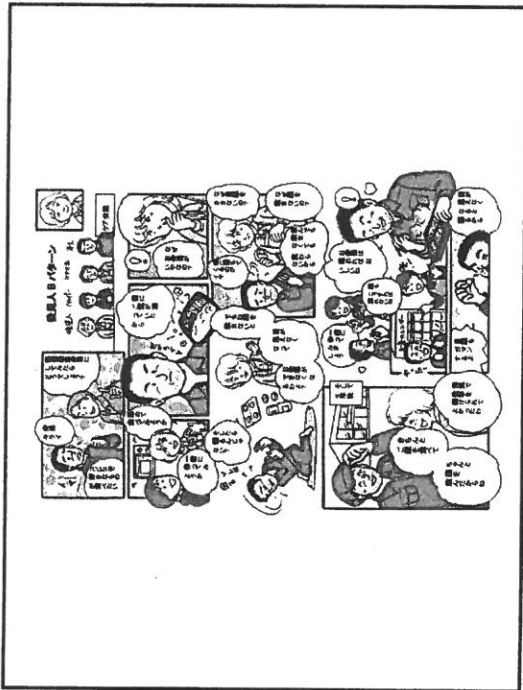


### 正義とケアの共存は可能か

例えば

自分が認知症になって判断能力がなくなつた時には、安楽死をさせてほしいと明確に述べている方が、認知症になってでたらめだけに、それなりの生活をしているときにどう判断するか。  
ドゥオーキーンによる幸福のマーゴの扱い。

まわりのいろんなことが、ケアと正義に  
関わってくる。





ロナルド・ドウォーキン (Ronald Dworkin, 1931年12月11日 - 2013年2月14日)

Yale大学教授 (法哲学)、ロンドン大学教授

Life's Dominion: An Argument about Abortion and Euthanasia, (Harper Collins, 1993).

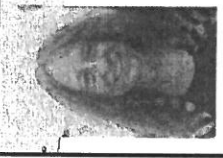
水谷英夫・小島妙子訳『ライフ・ドミニオン——中絶と尊厳死そして個人の自由』(信山社出版, 1998年)



幸福のマーゴ  
自律性 インテリジェント  
受益性 インテリジェント  
受善の利益 マーゴの過去の自律性と衝突したら?  
フィネリーの例 (後見人が安楽死を選択) 381p  
尊厳の権利 生の不可侵性に対する最大の侮辱は、その複雑性に直面したときの無関心や怠慢である。

1937年11月28日 -

出典: Carol Gilligan, In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development, Harvard University Press, 1982 (キヤロル・ギリガン『もうひとつの声——男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店, 1986年 絶版)。



子どもたちの発達調査のためにインタビュー。すると面白い現象が

重い病の妻を助けるには薬が必要。しかしカネがない。夫ハイイツから相談を受けたとき

ジェイクとエイミーの対応  
男性的? な見方と女性的? な見方。

### 男子ジェイク / 『もうひとつの声』

「重い病にある妻を助けるため、  
金のないハイイツは薬屋に盗みに入るべきか」

ハイイツは薬を盗むべきだ。人間の命はお金よりも大事だからね。薬屋はもうけでも暮らしてはあまりかわらないけど、ハイイツは奥さんをあとで取り返すことはできないからね。法律だって間違えることはあるし、裁判官だってハイイツの行動を正しいと考えるさ。



ジェイク

### 女子エイミー / 『もうひとつの声』

「重い病にある妻を助けるため、  
金のないハイイツは薬屋に盗みに入るべきか」

ハイイツは盗んじやいけない。でも、奥さんも死なせてはいけないと思うし。盗めばハイイツは監獄に入り、そうしたら奥さんの病気はもっと重くなるかもしれない。ハイイツは人に事情を話して、薬を買うお金を作る何か別の方法を見つけてるべきだと思うわ。



エイミー

## ジェイクとエイミー / 『もうひとつの声』

### ■ジェイク

道徳的ディレンマは、人間に関する数学の問題のようなもので、方程式を組み立てて解けば、誰もが同じ結論に至る。完全であることを理想として、自分を中心に世界を捉える。

ジェイク



公正・正義・権利

### ■エイミー

人に対する思いやりを理想とし、世界を人間関係の物語として捉え、自分自身を世界の中心に位置づける。自分が何をしたいかより、他人の願う通りにしてやることが自分の責任だと考える。

エイミー



関係・思いやり・責任

## 法／正義の考え方

### ■法／正義の特徴

- 原理志向・・・『筋を通すこと』
- 平等・公平・画一的処理
- 自律した個人を前提に
- 法／正義の考え方のもとで考慮されにくいもの
  - 感情的・情緒的なもの
  - 人と人の関係性の維持・発展
  - 思いやり、気づかい、他者への配慮に基づく責任意識
  - 一回限りの個別的・具体的事情、特殊文脈的なもの

原部高広教授作成資料 2013年5月13日 日本福祉大学利権論研究センター研究室

正義の倫理	ケアの倫理
世界の中心に自己	世界の中の自己
公正・公平・不偏の実現	他者とのつながりの形成・維持
自立	相互依存・支え合う
理性	感情
公平に扱う、分け隔てしない	気づかう、思いやる
権利・義務	責任・応答 (responsibility)
ルール、原理に基づく判断	具体的状況の中での判断
普遍的(一般的)	個別的(特殊的)
対象からの距離	没頭、専心
(短所) 拘り定規、融通が利かない	(短所) 場当たりの、えこひいき

## 意思決定支援論の整理① 31p

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、できる限り本人の意思は尊重するが、判断能力が不十分なため、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならぬ」



能力不存在推定

## 意思決定支援論の整理②

- ◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



能力存在推定(パラダイム転換)

21



Eva Feder Kittay  
1946年8月13日  
生まれ: スウェーデン、マルム  
Prof. of SUNY Stony Brook Univ.  
「愛の労働あるいは依存とケアの正義論」  
白濁社 (2010)  
Love's Labor: Essays on Women, Equality,  
and Dependency, Routledge (Thinking  
Gender Series) 1999.

嬢さん: Sesha Helper: Peggy

自律は、虚構 「ケアする権利」「ケアされる権利」  
「人はいま、驚く母親の子どものためである。母性になる。  
そして、人はみな子供の時代を生き、母性になる。  
依存労働 依存労働者は二次的依存をする。そこで, Doula  
職業的介護者は依存労働者ではない(従属的依存労働者)  
井原エミや野宮は拡張された意味でも依存労働者ではない。

22

## パラダイム転換と代行決定

31p-32p

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人にそのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人(支援者)にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった(能力不存在推定)
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)

24



Alasdair MacIntyre, 1929年1月12日生まれ  
ノートルダム大学教授、哲学  
・After Virtue: A Study in Moral Theory, (Notre  
Dame: University of Notre Dame Press, 1981).  
藤岡景樹「英徳なき時代」(みすず書房, 1983年)

アラスデア・マッキンタイア「依存的な理性的動物」  
法政大学出版局(2018) Dependent Rational  
Animals: Why Human Beings Need the Virtues  
(Open Court Publishing Company, 1999)

人間は生まれるときから人に依存する。依存することによって成長する(開花する)。動物的な思考(直感的思考)と理性的思考(実証的推論)がある。いずれも依存が前提。実証的推論者として開花するためには、依存していることの自覚と欲求からの離れが前提。開花をもたらす社会は、コミュニティ、近代国家は、無理。

23

## パラダイム転換と代行決定

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに従えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合は、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者ではない。支援者に能力がないから行うものである。

25

## 成年後見制度利用促進に関する経緯

### 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)

以下の事項等を規定することにより、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- 成年後見制度利用促進の基本理念、国等の責務
- 基本方針その他の基本となる事項
- 成年後見制度利用促進基本計画の策定
- 「成年後見制度利用促進会議」(総理大臣及び関係大臣)及び「成年後見制度利用促進委員会」(有識者)の設置(事務局は内閣府)

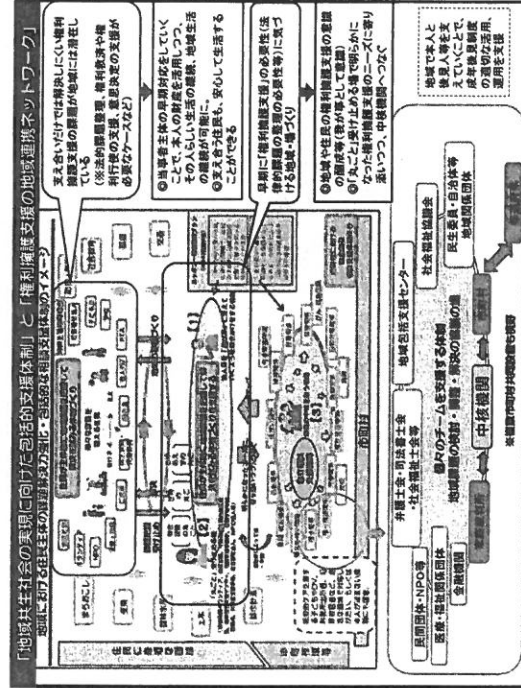
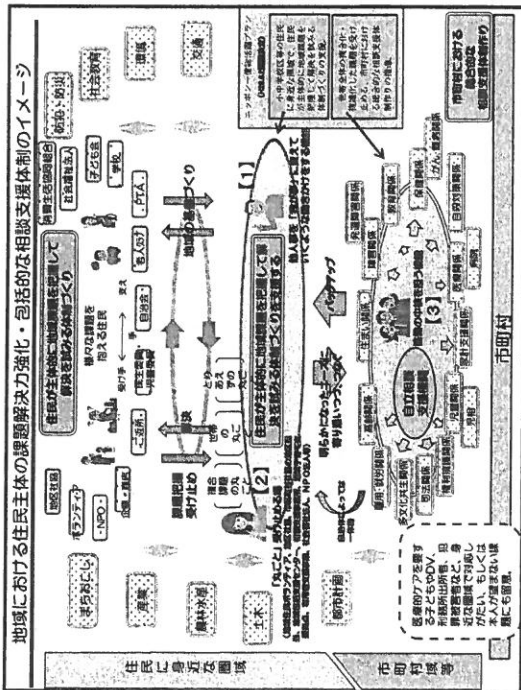
### 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)

#### H50.4.1(1) 国等への事務引継ぎ (成年後見制度利用促進法第8条の施行)

新たな「成年後見制度利用促進会議(法務・厚生・総務大臣)」及び「成年後見制度利用促進専門委員会(有識者)」を配置

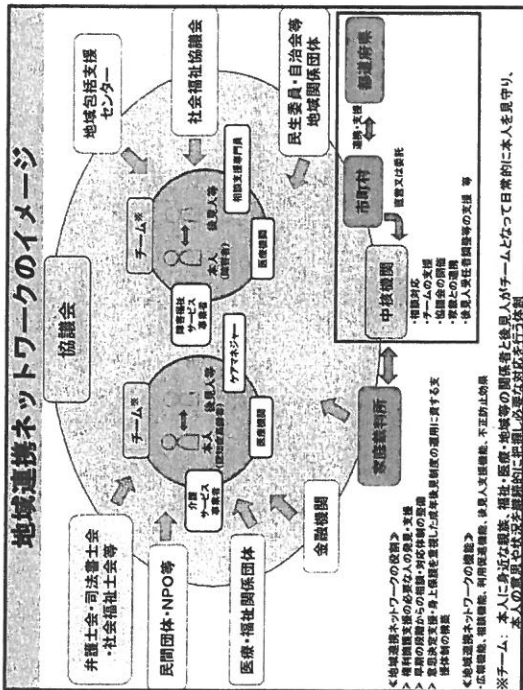
#### 引き継ぎ内閣府で担当

成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(平成30年3月13日閣議決定・国会提出)  
※国家公務員法など各省庁における188の法律の「絶対的欠格事項」を見直し





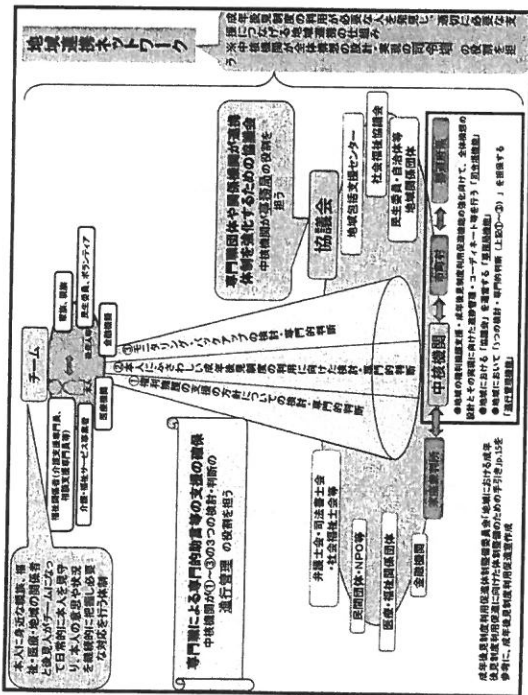




- ### 地域連携ネットワークの基本的仕組み 「チーム」「協議会」「中核機関」
- ① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応  
 本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者、後見人が「チーム」としてかわる体制づくり  
 ⇒ 支援の必要を見逃さない。本人と社会との関係性を修復・回復。本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、孤立を防止。
  - ② 地域における「協議会」等の体制づくり  
 法律・福祉の専門職団体や関係機関が「チーム」を支援  
 ⇒ 個別の協力活動（専門相談への対応等）  
 ケース会議の開催  
 多職種間での更なる連携強化策など、地域課題の検討・調整・解決  
 家庭裁判所との情報交換・調整等
  - ③ 地域連携ネットワークの中核となる機関（「中核機関」）の設置  
 権利擁護支援の中核機関を設置  
 ⇒ 様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウを蓄積。  
 【協議会の事務局など、地域の連携の要、家庭裁判所との窓口役】  
 ⇒ 市町村の責任で設置（直営又は委託）

- ### 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能 (基本計画 p.11~p.15)
- ① 広報機能
  - ② 相談機能
  - ③ 成年後見制度利用促進機能  
 (a) 受任者調整（マッチング）等の支援  
 (b) 担い手の育成・活動の促進  
 (市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
  - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
  - ④ 後見人支援機能
  - ⑤ 不正防止効果

- ### 「優先して整備すべき機能等」（基本計画 p.18)
- まずは、①広報機能や②相談機能の充実を。
    - ⇒ 成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先。
    - ⇒ 保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において相談ができるよう、特に②相談機能の整備の優先を。
  - ③成年後見制度利用促進機能と④後見人支援機能：
    - ⇒ まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等を早期に設置。
    - ⇒ 各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備を。
  - 各地域における地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会、地域福祉計画に基づく各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用。
  - 成年後見制度を利用している、支援の必要な高齢者・障害者・後見人の相談対応等も重要。



## 「利用促進」とは？①

○ 推進し、達成されるべきこと。

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め、主張し、実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度（法定後見、任意後見）は、そのための選択肢・手段

（促進法第1条）この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活の運営に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の要環にもなること及び成年後見制度がこれらを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないこと、及び基本方針促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## 「利用促進」とは？②

○ 重視していただきたい視点：

・「権利擁護」の光が届かないケースへの対応強化を図るには？

・成年後見制度を「利用すべき人が利用できる」ため、また「利用者がメリットを実感できる」ため、地域福祉と自治体がなすべきことは？

○ 権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」が目指すもの：

- ・ 発見⇒相談（早期対応から専門相談までのつなぎ）⇒ニーズの精査
- ⇒必要の人に必要な支援（見守りであったり、法定後見であったり）が行き届くような地域づくり
- ・ 全国どこに住んでいても、契約取消・代理といった保護が求められる人には、成年後見制度が利用できること（「基本計画」の「施策目標」に明示）

## 都道府県・専門職団体への期待

○ 地域連携ネットワークや中核機関の業務には、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれる。

⇒ 都道府県は、

- ・ 広域での地域連携ネットワーク・中核機関整備の支援
  - ・ 人材養成や専門職団体との連携確保
- 等、広域的な対応が必要な業務につき、必要な支援を。

○ 専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）：

- ・ 市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画
- ・ 地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力

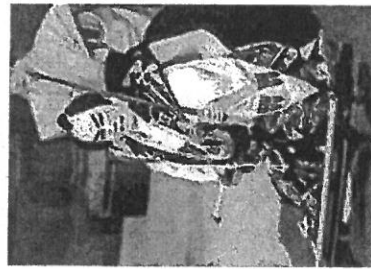
○ 都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討を。

平成30年度社会福祉推進事業(成年後見制度利用促進関係)

	重点事業 成年後見制度利用促進のための地域支援ネットワークにおける支援機能のあり方に関する調査研究事業	一般事業 成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業
事業内容	成年後見制度利用促進計画に基づき各自治体にて構築される地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能に関する調査研究を行い、各自治体において参考となる基礎的資料を提示する。	国の成年後見制度促進基本計画に基づき、市町村において定まる基本計画の策定に資する調査研究を行う。
採択団体	(公社)日本社会福祉士会	学校法人日本福祉大学
詳細	中核機関の支援機能の展開に向けた調査研究と、人材の育成のための研修プログラム等の開発	(一財)日本総合研究所 市町村計画の策定のプロセスや盛り込む内容等をまとめた市町村計画策定のための手引きを作成



黒子 黒衣



成年後見人は意思決定支援者か 144p

- ・ 行う役割は、代行決定  
ただし法的効果を出すことができる権限あり  
要するに法律上の事柄についての決定権が基本
- ・ その権限を使わないで意思決定支援することもできる  
民法858条 必要職務か？ この条文の意思は広い  
(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)  
成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。
- ・ 意思決定支援は、いろんな人が関わる＋支援の場も様々

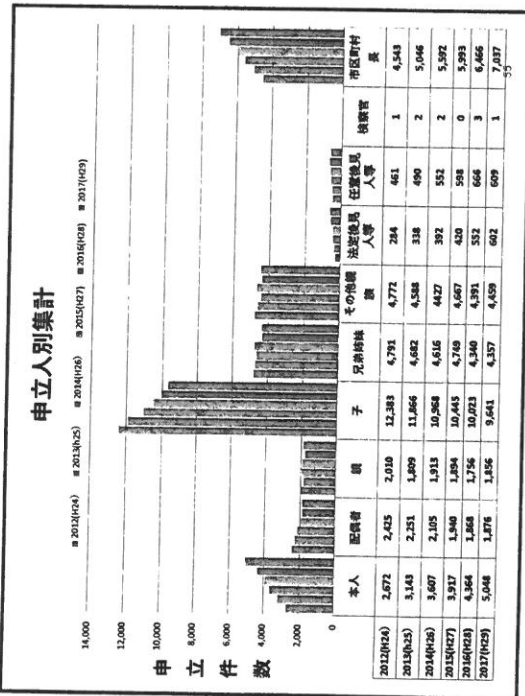
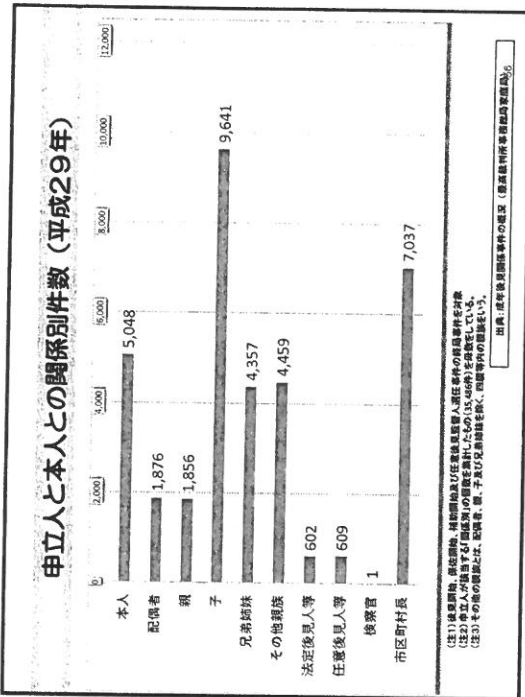
52

三つの課題 149p

- ・ 日本の法制度は、人を能力や意思のある人だとみているのか、ない人だとみているのか。 支援者が困惑する。
- ・ 代行決定をすれば良いのか、意思決定支援をすれば良いのか、すべて裁量。すべての人に意思決定支援を保障できない。
- ・ 意思決定支援に名を借りた代行決定。

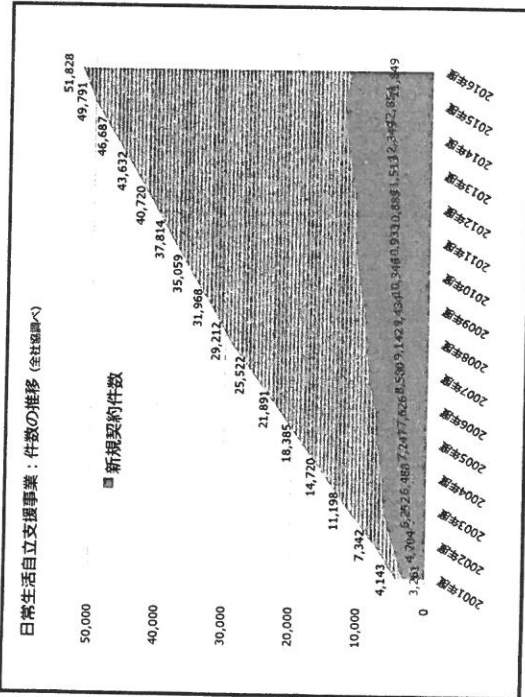
54





### 厚生労働省の意思決定支援ガイドライン

- 2015年策定 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- 成年後見ではなくて、福祉サービス事業者を念頭にしたガイドライン。
- 事業所ごとに意思決定支援計画と責任者を置く。
- 基本的な考え方はMCA2005を踏襲 156p 代行決定と自己決定支援の区別があまりない。



## 最近のガイドライン

- ・「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について(2018)
- ・ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(案)に関する意見募集について
- ・ <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180007&Mode=0>
- ・ 後見人等のための意思決定支援ガイドライン(大阪意思決定支援研究会)
- ・ [http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018\\_0510.php](http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510.php)

## 意思決定支援を受ける「権利」？ 159p

- ・ 意思決定支援を要求して訴訟を起こせるか？ 官民の法律 160pの例
- ・ 施設は契約(住民) 訴訟を起こせるか？
- ・ 契約内容の一部になっているか？
- ・ 後見人 民法858条(意思尊重義務)  
平成29年1月16日松江地裁判決  
賞金と社会保障1707号30頁以下  
任務懈怠の後見人損害賠償を命じる判決  
意思決定支援という言葉こそ使っていないが。

60

- ・ 平成13(2001)年9月5日成年後見開始の審判  
同時に被告選任(司法書士)
  - ・ 平成26(2014)年2月10日辞任許可 後任は別の司法書士
  - ・ (争点1) 一度も本人と面談しなかった(状況把握) 裁量
  - ・ (争点2) 家裁への報告が遅れる。義務違反 しかし損害なし
  - ・ (争点3) 胃ろう造設後の食事契約(月額約4万) 義務違反 229万4874円
  - ・ (争点4) 生命保険契約の締結 裁量
  - ・ (争点5) 車椅子のレンタル(体に合わない) 補装具費支給制度) 70万8000円
  - ・ (争点6) 引き継ぎの遅れ 義務違反 損害なし
  - ・ (争点7) 障害者年金の申請を取らなかつた 財産管理として不適切 776万5017円
- 合計1076万7891円の支払いを命じる

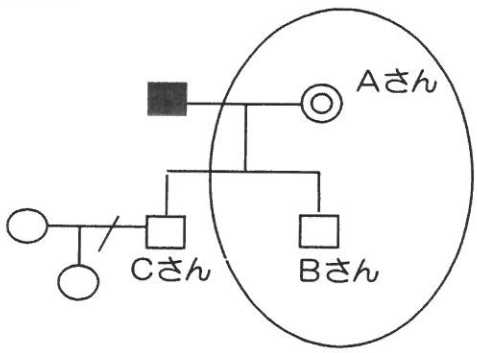
61

- ・ 皆さんは、どう考えますか？
- ・ 一般的見守り義務はあるのか、ないのか
- ・ 定期的に見守るべきか(例えば一月に1回)
- ・ チームで判断？ アセスメントシートと報酬？
- ・ 「日本の成年後見制度の現状と課題」  
賞金と社会保障2016年7月上旬号pp42-61
- ・ 「意思決定支援は可能か」法哲学年報2016(2017) pp57-71
- ・ 日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護がわかる意思決定支援」ミネルヴァ書房(2018)
- ・ 「成年後見人の見守り義務などについて」賞金と社会保障1713号(2018年9月上旬号)pp19-34(松江事件の評釈)

62

権利擁護支援従事者研修 事例 in 竹田

全国権利擁護支援ネットワーク

<p>家族構成</p>  <p>The diagram shows a family structure. At the top, a square (father) and a circle (mother) are connected by a horizontal line. A vertical line descends from the center of this line to a horizontal line. From this horizontal line, three vertical lines lead to three boxes representing children: C-san on the left, B-san in the middle, and A-san on the right. A large circle encloses A-san and B-san. To the left of C-san, there is another circle representing a spouse, connected to C-san by a horizontal line.</p>	<p>経済状況</p> <p>Aさんの老齢年金（約6万円/月）、 Bさんの障害基礎年金（約 6.5 万円/月）、 生活保護</p>
<p>Aさん：74 歳、物忘れあり。認知症疑われる。未受診。 Bさん：38 歳、療育手帳 B 所持、就労継続支援 B 型事業所に通っている。 Cさん：44 歳、派遣社員</p>	<p>生活環境</p> <p>自宅は県営住宅の 3 階。 エレベーターなし。</p>
<p>Aさんは、次男Bさんと二人暮らし。二人の年金と生活保護費で何とか生活を営んでいた。ところが今年 4 月より長男Cさんが頻回に実家に戻ってくるようになり、6 月からは同居するようになった。</p> <p>Cさんが同居していることを市の生活保護の担当ケースワーカーが知り、Aさん宅に訪問した。Aさんの話では、「Cは借金を抱えて家に戻ってきた。食事代がかかるし生活が苦しい。」とのこと。そこへCさんが帰宅。ケースワーカーが事情を尋ねると、「他市で暮らしていたが、リストラに遭い、500 万円の住宅ローンの返済に困り、貸金業者に借金をしたまま返済ができなくなった。そのため妻と別居して戻ってきた。派遣社員で働いているものの、収入の全てを借金の返済に回している。」とのことだった。</p> <p>ケースワーカーは、Cさんが同居するとなっては、生活保護の廃止をしなければならないと告げ帰っていった。その後、1 か月たってもCさんは同居のままであったため、7 月、生活保護は廃止された。</p> <p>9 月初め、民生委員から地域包括支援センターに相談が入った。内容は、「Aさんがお金を借りに来るので迷惑している。」「スーパーでおつりがわからない様子だった。」などと近隣の人から苦情や心配の声が出ているというものだった。地域包括支援センターは、Aさん宅に訪問し、玄関先でAさんに向かって、「生活で困ったことがあれば相談して下さい。」と話しかけたが、Aさんは「何も困ったことはないです。」と、それ以上の訪問を拒否した。玄関先からは、ペットボトルやカップラーメンの空が転がっているのが見えた。</p> <p>また、一方でBさんは最近頭が痛いと言っては事業所を休みがちになっており、出勤しても仲間とあまり話さなくなった。心配した事業所の職員がBさんに尋ねると、「兄が帰ってきて、毎日口うるさく掃除をしろ、テレビをつけるな、タバコを吸うなと命令するので嫌だ、もう家を出たい。」とのことだった。職員は、Aさんに電話を入れ、Bさんの訴えを話すが、Aさんは、「大丈夫です。私からよく言い聞かせますから。」と言うばかりだった。</p>	

事例の見立てと支援の組み立て

(シート2)

	見立て	支援の組み立て
Aさん		
Bさん		
Cさん		

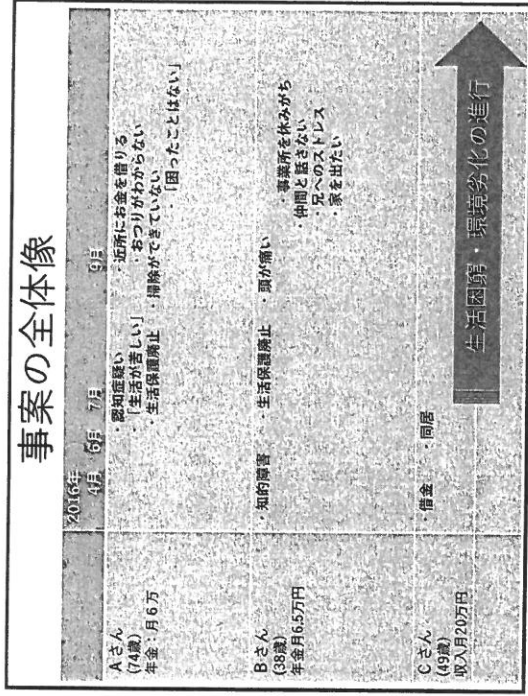
2019.10.2  
修 j n 竹田

権利擁護支援従事者研

## 事例解説

全国権利擁護支援ネットワーク  
運営委員 尾崎史

Supported by  
日本財団  
THE NIPPON  
FOUNDATION



### 支援困難事例とは・・・

\* 3つの要素が深く関与して発生する  
「支援困難事例と向き合

る」支援事例

### 個人的要因

個人（本人）に帰属する要因

- Aさんの認知症疑い
- 未受診
- 金銭管理が不安定

## 社会的要因

本人を取り巻く社会環境や本人をめぐる関係性が要因

- Cさんが負債を抱えて帰ってきた
- 生活保護の打ち切り
- 生活が苦しい

## 不適切な対応

援助者側による不適切な対応（関わりのま  
ずさや不十分な働きかけ）が要因

- ケースワーカーが生活保護の廃止を告げ、1か月後に廃止となった。
- 包括が訪問し、玄関先で「生活で困ったことがあれば相談して下さい」と話した。

## 事例の「見立て」と支援の組み立て

	「見立て」	支援の組み立て
全体像	全員に何らかの支援ニーズ 複合支援ニーズ	支援のキーパーソン の 設定 多様な支援機関の確保と協働
Aさん	認知症疑い、未受診 生活環境の悪化 金銭管理が不安定 生活困窮	受診 介護保険申請、利用 日常生活自立支援事業等の活用 生活保護申請も含めた生活困窮に 関する相談（Cとの関係調整）
Bさん	精神面での不安定さ 兄との関係悪化 自立生活への意向は？	関係者間のネットワーク 自立生活支援への支援 成年後見制度の利用の検討
Cさん	借金の問題 生活場所の選定 就労の不安定	借金問題への対応（弁護士相談） 今後の居所の検討 就労も含めた生活再建

## 働きかけのポイント（Aさんの場合）

- ① 他者の介入を排除している背景を理解しつつ、  
援助関係を築いていく  
→ Aさんは、「支援者は味方ではない」という感情を持っている。
- ② Aさんの不安に向き合う  
→ 経済的に苦しいというだけでなく、Cさんと

### 働きかけのポイント (Aさんの場合)

- ③ Cさんに対する感情を理解する  
 → 「Cが帰ってきたから生活が苦しい」という愚痴と同時に「可哀そうだ、助けてあげたい」という相反する感情を持っている。  
 → 支援者は、Cさんを批判するのではなく、の対象として捉えていることを伝える。

④ Aさんの気づきと変化

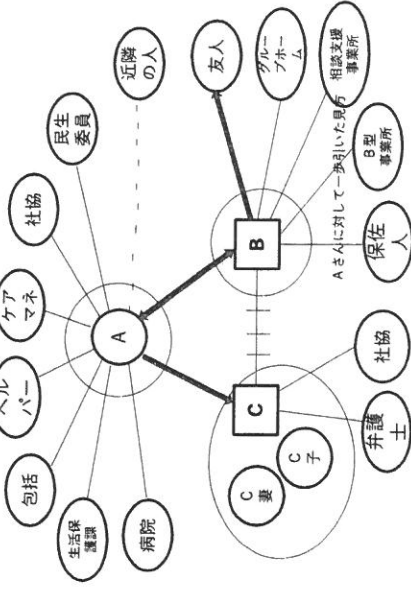
### 働きかけのポイント (Bさんの場合)

- ① Bさんの自立生活への意向の確認を行う  
 → 母への思い、兄への感情なども含め、本人がどうしたいのかを丁寧に聞き取る。
- ② 本人がイメージできるような提案をする  
 → 一緒にグループホームの見学に行くなど、具体的にイメージできるような工夫を行う

### 働きかけのポイント (Cさんの場合)

- ① Cさんを否定せず、意向を聞き取る  
 → 家にお金を入れるか、出ていくかを迫るのではなく、本人はどういった生活で望んでいるのかについて聞き取る。
- ② 債務整理の提案を具体的にを行う  
 → 債務整理の手段があることを伝え、今後

### 支援開始後のエコマップ



3、 10月27日 岩手県盛岡市



## 成年後見制度における 身上保護の内容と考え方

新潟大学法学部教授  
上山 泰

### 「身上保護」概念の理解のポイント

— 本講演の主要な論点 —

- ① 1999年の立法担当者の理解(≒家裁実務の前提)
  - ③ 禁治産宣告時代から維持されている要素
  - ④ 禁治産宣告時代から変化した要素
- ② 成年後見制度利用促進法に伴う変化
- ③ 身上監護に関する決定権限の位置づけ
- ④ 障害者権利条約の要請との再調整

### 1999年の成年後見法改正の目的

☆ 介護保険制度導入の環境整備  
⇒ 身上監護の重視の要請

## 『措置から契約へ』

### 契約化のパラドックス

- ① 判断能力の低下と福祉サービスのニーズは比例  
↓ ところが…
- ② ニーズの高い者は自力での「契約」が困難  
↓
- ③ 契約締結支援の仕組みなしでは絵に描いた餅  
⇒ 法定代理人の環境整備の必要性

## 現行制度の特徴 その1

☆新しい理念の強調

- ①本人の自己決定権の尊重
- ②身上監護面の支援の重視

☞ところが...

## 現行制度の特徴 その2

☆身上監護の決定権限の不在

- ①医療同意権
- ②居所指定権(施設・病院等への強制移動権限)

☞理念・社会的要請と法的権限の齟齬  
☞第三者後見人の実務上の課題へ

## 医療同意権の課題

☆法務省(≡家裁実務)の基本スタンス

- ①診療契約締結の法定代理権  
☞後見人の職務範囲
- ②医療同意権(手術同意書への署名等)  
☞後見人の職務権限外

## 親族後見人の場合は？

☆法務省(≡家裁実務)の理解

\*親族にも医療同意権はない

しかし...

☆医療現場の慣行

\*親族の同意で医療行為を実施  
☞親族として同意が可能(顔の使い分け)

## 1999年改正時の立法担当官による整理

- \* 民法858条 = 善管注意義務の内容の敷衍 + 明確化  
☞ 財産管理の目的(何のための管理か?)の明示  
☞ 財産管理行為(財産管理権限の行使)に収斂
- 【意義】
- ① 資産保全型管理から資産活用型管理への転換
  - ② 一般の見守り活動義務の導出可能性(☞後掲松江地判)
  - ③ 後見内容変更義務の導出可能性

## 財産管理の基本方針

- ① 旧制度の視点…財産保全  
☞ 専守防衛型財産管理
- ② 現行制度の視点…身上監護  
☞ 資産活用(消費)型財産管理  
\* 親族(推定相続人)との対立要素

## ケース・スタディ(親族との利益相反)

☆ 在宅生活維持のための自宅のバリアフリー化

- ◎ 本人の希望  
☞ 「住み慣れた我が家で死にたい！」
- ◎ 親族の希望  
☞ 「無駄遣いは許さない！」

## 立法担当官の見解を前提とした線引き

- \* 複数後見時の事務分掌のめやす  
☞ 財産管理・身上監護の分類は本質的には濃淡の問題
- ① 身上監護事務(≒日常生活支援)  
・ 日常生活に係る事務(基本的な衣食住の確保・日常生活費の管理)  
・ 本人の精神的な生活の質の維持・向上に係る事務(趣味・社会参加)  
・ 本人の生命、身体、健康の保護に係る事務(適正な医療の確保等)  
…一般的な見守り
- ② 財産管理事務  
・ 日常生活費以外の資産の管理および運用(遺産分割対応等を含む)

## 身上監護事務に関するもう1つの整理

- ① 身上監護事務＝身上監護に関する決定権限  
・医療同意権(医療に関する代行決定権限)  
・居所指定権  
☞ 身体的人格権領域に関する代行決定権限
- ② 民法858条＝固有の身上監護権限の根拠規定  
☞ 解釈論上、医療同意権を肯定する諸学説が暗黙に前提?

11

## 基本計画における施策の目標

—平成29年度～33年度の工程表

- ① 制度の周知
- ② 市町村計画の策定
- ③ 利用者がメリットを実感できる制度の運用
- ④ 地域連携ネットワークづくり
- ⑤ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- ⑥ 医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討
- ⑦ 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

14

## 利用者がメリットを実感できる制度

※制度開始時・開始後における身上保護の充実

- ① 高齢者・障害者の特性に応じた意思決定支援
- ② 後見人の選任における配慮
- ③ 利用開始後の柔軟な対応(機動的な後見人交代)
- ④ 後見審判時の診断書等の在り方  
☞ 本人情報シートへの導入(2019年4月運用開始予定)

15

## 本人情報シート役割

☆2019年4月運用開始(+診断書書式改訂)

[作成者]

☞ 職務上の立場から、本人の生活全般について福祉の面で支援をしている福祉関係者

[活用方法]

- ① 医師の診断の補助資料
- ② 裁判所の審判の資料
- ③ 中核機関における支援内容の検討資料(後見開始前)
- ④ 後見人を含むチームでの方針検討や見直しの資料(後見開始後)

16

## 医療・介護等に係る意思決定困難者への支援

### ① 医療同意権に関する法整備の検討

☞ 第2期基本計画の課題

### ② 指針等の作成による成年後見人の役割明確化

☞ 「『身元保証』がない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(2019年6月3日)

17

## 身上保護をめぐるその他の最新トピック

### ① 見守りの意義

☞ 松江地判平成29年1月16日

### ② 高齢者サポート事業の消費者問題化

☞ 日本ライフ協会の破たん等

### ③ 身上監護権の国内的拡大要請と国際的縮減要請

☞ 両者の齟齬と整合性の模索

18

## 今後の理論的課題①

### ～人格権の行使に関する代行決定権限

#### ① 身体的人格権

☞ 医療同意, 居所指定等の身体的自由に関する領域  
☞ 「本人の意思に反する強制」(立法担当官)の視点

#### ② 精神的人格権

☞ 名譽, 肖像, プライバシー等の身体的干渉を伴わない領域

\* 現行法体系における①と②の取扱いの混乱

☞ これを整理して, 本来の身上監護権として再構築すべき

19

## 今後の理論的課題②

### ～障害者権利条約の要請との再調整

\* 本来の身上監護権の導入=条約との緊張関係の激化

① 代理・代行決定権限の拡充

② 精神障がいに対する対応

③ 意思決定支援の手法の一般化・原則化と見守り

④ 代理・代行決定権限に対する厳格なセーフガードの導入

⑤ 意思決定支援とバタナーリズムの原理的分析

20

## 身上保護

～本人を支えるための制度として機能するために～

### 【チームアプローチによる意思決定支援】

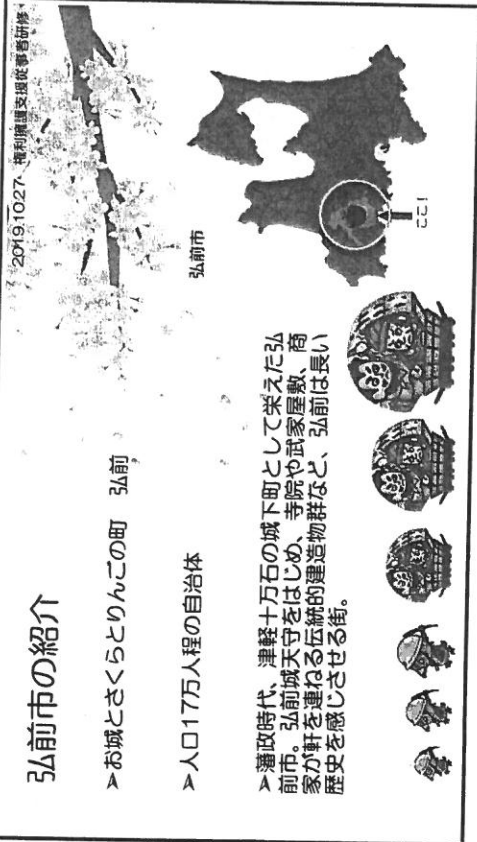
一般社団法人権利擁護あおい森ねっと  
 社会福祉士 藤田博美

## 弘前市の紹介

➢お城とさくらとりんこの町 弘前

➢人口17万人程の自治体

➢藩政時代、津軽十万石の城下町として栄えた弘前市。弘前城天守をはじめ、寺院や武家屋敷、商家が軒を連ねる伝統的建造物群など、弘前は長い歴史を感じさせる街。



## 当法人の紹介

- 青森県弘前市にある独立型社会福祉士事務所。
- 平成23年6月に社会福祉士3名が中心となり、「一般社団法人権利擁護あおい森ねっと」を設立。
- 平成26年5月には、青森県弘前市より「弘前市成年後見支援センター」の受ける。
- 令和元年9月末時点で、13名（理事含む）のスタッフで構成されている。

## 当法人の紹介

- ★主な事業・活動内容
- 成年後見制度に関わる事業全般（相談受付、法人後見等）  
 ※令和元年9月末において、後見84件・保佐30件・補助1件 受任中
- 居宅介護支援事業所あおいちり
- 相談支援事業所陽だまり
- 研修会や勉強会の企画・開催 etc

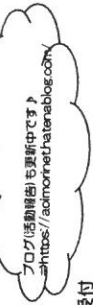
ブログ(活動報告)も更新中です！  
 =><https://aominehatenablog.com/>



## 当法人の紹介

### ★主な事業・活動内容

- ▶弘前市成年後見支援センター
  - ・成年後見制度に関する普及啓発、研修会の開催、相談受付
  - ・市民後見人の養成研修や定期報告会、フォローアップ研修等
  - ・親族後見人への相談対応、助言、申立支援等
  - ・地域ケア会議等への出席 etc



※2020年4月からは、近隣の8市町村との広域化により「弘前圏域権利擁護支援センター」になることが決定しました。

## 当法人の紹介

### ★平成30年度 相談実績（相談者別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本人	3	6	5	6	1	1	5	1	0	2	3	8	41
家族	4	14	11	10	9	10	11	11	8	15	12	18	133
介護施設	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	4	9
障害者施設	1	0	0	2	0	1	2	0	2	4	4	1	17
医療機関	1	1	3	7	2	0	1	4	2	2	2	3	28
地域包括支援センター	1	0	14	1	4	3	0	2	2	6	2	8	43
認知症支援センター	4	1	6	3	4	1	1	0	2	3	0	2	27
相談支援事業所	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4
専門職 他	9	10	5	8	10	9	12	9	14	7	8	7	108
友人・知人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
合計	24	32	45	40	33	27	32	27	30	39	31	53	413

## 当法人の紹介

### ★平成30年度 相談実績（分野別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
高齢者	14	24	32	23	19	19	18	18	15	26	14	34	256
知的障がい者	3	1	2	4	4	3	6	7	3	4	4	3	44
精神障がい者	4	7	7	12	4	4	3	0	7	6	6	9	69
その他	3	0	4	1	6	1	5	2	5	3	7	7	44
合計	24	32	45	40	33	27	32	27	30	39	31	53	413

## 実践事例を通して【相談】

- 身寄りがないくて困っている・・・
  - 本人が言うこときかない・・・
  - 本人が死んだあとどうなるのか・・・
- 本人の財産を自由に使いたい・・・
  - 借金がある・・・
  - 子どもが先に亡くなった・・・
- 子どもはいるが海外にいてあてにならない・・・
  - 施設で本人の通帳を預かり使い込みが疑われる・・・
- 若い頃からの不倫が今も続いている・・・
  - 暴力を振るった・・・
  - 火をつけた・・・
  - 逮捕された・・・
  - etc
- 金がなくして支払い出来ない・・・
- 金を貸している・・・



### 実践事例を通して【相談】

- まずは、相談者がどのようなことに悩んでいるのか、一緒に整理する。  
例) 身寄りがいなくて困っている・・・成年後見人さえいってくれば、  
⇒困っているのは誰？  
親族はいるものの、本人とは関わりたいくないと言っている・・・成年後見人をつけたい。  
⇒親族の関わりが必要な場面が生じているの？  
etc

★成年後見に限らず、様々な相談場面において、相談者と一緒に課題を整理するところからスタート！  
★相談を受けたからといって、必ずしも「成年後見」のみと結びつけない。

### 実践事例を通して【相談】

- 相談者の「漠然と大きな困りごと」の中から、課題を整理していくことで、本人の生活や周囲との関係が少しずつ明らかになってくる。  
本人がしていること・できること・やらないこと・やれないこと  
周囲がしていること・できること・やらないこと・やれないこと 等々  
更に、本人との面接や関係機関との協議を重ねることで、意欲やニーズに留まらず、わがまま、持論、武勇伝・・・色々な声が集まる。

★意思といえど様々。欺く発言を繰り返されることも・・・。  
★「意思決定支援を行うには成年後見」「成年後見人だから意思決定の遂行」ではなく、身近にも本人の意思を代弁できる機能があることに気づいて！

### 実践事例を通して【法人後見】

- 受任後、時が経過していく中で、馴れ合いが生じたり、ヒヤリハットを見逃してしまうことも多い。
- 本来実践すべき権利擁護の視点からずれが生じ、結果、被後見人等と面会するという「業務」が身上保護（監護）という理解になっていないか？
- 担当者1人だけの主観で物事が決められていないか？

★日々の経過を言葉にして伝え、共有を図ろう！  
⇒「身上保護（監護）」に関する話し合いの場を設定。  
★共有の上で課題の整理（評価）することの重要性！  
★後見人発信のケース会議や地域ケア個別会議としての発起 等。

### 実践事例を通して【法人後見】

- 身上保護（監護）の意識だけが先行していないか？
- 財産管理との照合。両輪として動いているのか？

★日々の金銭の収受1つとつても、言葉にし（紙に記入）複数の目に触れるような形で、払戻等の業務を実施。  
★被後見人等の生活が、組織の中においても「見える」環境を！  
★共有の上で課題の整理（評価）することの重要性！  
★後見人発信のケース会議や地域ケア個別会議としての発起 等。



### 実践事例を通して【市民後見】

- >これまで弘前市では、20名の市民後見人が誕生し、現在11名が成年後見人として活動している。
- >毎月、定例報告会を開催（突発的なことに関しては適宜対応）。定例報告会では、市民後見人からの様々な意見が飛び交い、お互いに良い刺激の場となっている。



#### 【とある報告会で・・・】

市民後見人A：要介護5で寝たきり。有料老人ホーム入居中。意思表出は難しい。先日、肺炎を起し入院。その際、医師から延命措置に関する説明を受けたがうまく返答出来なかった。退院時、入院時の医師からかかりつけ医へ戻り、かかりつけ医からも同様に、延命措置に関する話をされた。どうしよう・・・。

### 実践事例を通して【市民後見】

- 市民後見人A ← どうしよう (TT)
- 市民後見人B ← 困った困った → 市民後見人B
- 市民後見人A ← 他人の意思なんて一人で決められない (TT)
- 市民後見人C ← お医者さんは何て言ってるの？
- 市民後見人A ← 決めたらわからないと●VO
- 市民後見人D ← 何とまあ～ (X, X)
- 市民後見人A ← どうだろう (TT)
- 市民後見人B ← やれることやってみるしかないよ！腐わっている人皆で話し合うとかは？
- 市民後見人A ← センター-担当もかを履して！
- 市民後見人C ← 市民後見人B 市民後見人C
- 市民後見人A ← じゃあまずはお医者さんの所へ一緒に付いてきて！
- 市民後見人D ← センター-職員A
- ★後日、市民後見人Aとセンター-職員Bとで、  
かかりつけ医の下へ・・・

### 実践事例を通して【市民後見】

- >かかりつけ医からは、はっきりと決めてもらいたい。そうでなければ、医療としての立ち位置が定まらないという内容の説明がある。
- >かかりつけ医との面談結果を、関係者間で共有する。
- >関係者間からの働きかけを得て、本人の居室にてかかりつけ医の同席の下、延命措置に関する話し合いの場を持つことが出来た。
- >結果、その場で本人の言葉で「OOはしてほしくない」「△△はお願いしたい」という意思表出を全員で確認出来た。



- ★市民後見人間での協議が、市民後見人Aの意思を強くさせた！
- ★その思いが、関係者間の意識統一に繋がったのではないかな？
- ★チームでの働きかけが、本人の意思表出を促したのではないかな？

まとめ ～チームアプローチによる意思決定支援～

- > 気づきを得たらまず発信！⇒発信する相手は？
- > 困りことの中から課題を整理→共有→評価。
- > 「見える」組織であること！
- > チームアプローチによる「見える化」に取り組もう！

ご清聴ありがとうございました。

